



広島県報

号外
第6号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

監査の結果……………監査委員公表……………

監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定により、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果を公表する。

平成十八年一月二十日

同	同	同	広島県監査委員
近	高	田	坪
光	橋	辺	川
	義	直	禮
章	則	史	巳

監査の結果(平成17年12月19日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

地方自治法第199条に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成16年度及び平成17年度の監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が12機関、財政的援助団体等が5団体です。

監査対象機関等一覧表

(1) 県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	呉地域事務所	平成17年10月26日、 28日	平成17年10月25日 ～26日	実地監査
2	芸北地域事務所	平成17年10月12日、 18日	平成17年10月12日 ～13日	
3	東広島地域事務所	平成17年10月20日、 25日	平成17年10月19日 ～21日	
4	福山地域事務所	平成17年10月14日、 22日	平成17年10月15日 ～16日	
5	佐伯高等学校	平成17年10月6日	平成17年10月6日	
6	向原高等学校	平成17年12月19日	平成17年11月11日	書面監査
7	江田島高等学校	平成17年12月19日	平成17年11月2日	
8	安芸高等学校	平成17年11月8日	平成17年11月8日	実地監査
9	大崎海星高等学校	平成17年10月4日	平成17年10月4日	
10	広島高等学校	平成17年11月17日	平成17年11月17日	
11	広島中学校			
12	庄原警察署	平成17年11月1日	平成17年11月1日	

(2) 財政的援助団体等

番号	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	財団法人 広島県女性会議	平成17年10月14日	平成17年10月14日	実地監査
2	社会福祉法人 広島県福祉事業団	平成17年11月7日	平成17年11月1日 ～2日	
3	株式会社 広島テクノプラザ	平成17年11月9日	平成17年11月8日 ～9日	
4	社会福祉法人 ともえ会	平成17年12月19日	平成17年11月10日	書面監査
5	学校法人 山陽女子学園	平成17年12月19日	平成17年11月17日	

第2 監査結果

監査結果は次のとおりです。

【県の機関】

1 呉地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地、所管区域(平成17年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	呉市西中央一丁目3-25	呉市, 江田島市
税務局		
厚生環境局 呉地域保健所		
農林局		
建設局	呉市西中央一丁目3-25	【土木に関する事務】 呉市 【建築に関する事務】 呉市, 江田島市

- ・管内の状況 面積 454.04km² 人口 280,945人(平成17年国勢調査結果速報)
- ・組織体制 5局, 26課, 1事業所, 1事務所 270人(平成17年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 呉地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 水産課, 地域営農課, 家畜保健衛生課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課, 沖美農業水利改良事業所
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 建築課, 野呂川ダム管理事務所

イ 監査実施における重点項目

- ・庁舎管理の業務委託について
- ・庁用自動車の管理状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越額)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(監査日現在確認分)

(税務局)

- ・個人県民税 344,978,675円
- ・法人県民税 14,834,936円
- ・個人事業税 55,252,572円
- ・法人事業税 70,721,727円
- ・不動産取得税 52,483,514円

- ・自動車税 69,575,562円
- ・特別地方消費税 2,454,761円

(厚生環境局)

- ・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 37人 12,018,506円
- ・生活保護費に係る戻入金及び返還金 65人 27,148,436円
- ・特別障害者手当に係る戻入金及び返還金 2人 693,830円
- ・社会福祉措置費負担金(障害者施設利用者負担金) 1人 19,100円
- ・未熟児養育医療費負担金 1人 24,560円
- ・母子福祉資金に係る貸付金元利収入 152人 34,822,967円
- ・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息 22人 299,312円
- ・雑入(母子福祉資金に係る戻入金) 2人 258,000円
- ・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 7人 3,592,297円
- ・寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息 1人 30,000円

(建設局)

- ・漁港使用料 3人 1,114,200円
- ・道路使用料 4人 81,580円
- ・公有水面使用料 7人 587,850円
- ・砂防設備使用料 2人 2,230円
- ・雑収(ガードレール損壊に係る補修費用) 1人 105,060円
- ・住宅使用料 28人 4,703,740円
- ・駐車場使用料 12人 98,900円
- ・施設使用料(芸予地震被災者の暫定入居に伴う使用料) 2人 366,260円

【意見】

公用車について、平成15年度の行政監査の結果に基づき削減が図られ、知事部局における削減後の予想稼働率は約60%とされている。

呉地域事務所においても、削減が図られたところであるが、平成17年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、次の取組みを行い、公用車の配置、使用、管理について、より一層の適正化、効率化を図る必要がある。(全局)

- ・公用車の使用状況の確認
- ・庁舎単位での集中管理の一層の推進
- ・市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた配置台数の検討

(3) 付記

ア 地方分権の進展や危機的な財政状況など、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化している中で、「元氣な広島県」を実現するためには、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

このため、呉地域事務所においても、所長をはじめ管理職がリーダーシップを発揮し、具体的・実践的な取り組みを行うための明確なビジョンと戦略を示して、所属職員の意識改革を徹底していただきたい。(全局)

イ 地震、台風等の自然災害やSARS、鳥インフルエンザ等の発生における危機管理対応について、マニュアルに沿った対応はもとより、突発的な危機に対しても、地域事務所として迅速な対応ができるよう、平素から

関係団体等との連携に努めていただきたい。(全局)

ウ 県税については、納税者の公平性を保つため延滞金の徴収に努めると共に、今後とも未納解消に努めていただきたい。

また、収入未済額の大半を占める個人県民税については、「個人住民税徴収対策協議会」を設置し、市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っているが、市町村合併の進展なども考慮し、市町への助言・援助を一元的に行うなど、より効率的な徴収方を検討するとともに、本庁に対し提言していただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金の収入未済額は、依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、債権回収の実効をあげていただきたい。(厚生環境局)

オ 母子寡婦福祉資金や道路使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。地域事務所内で緊密な連携をもって、意見交換会や研修会等を実施することにより、効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

カ 業務の外部委託に当たっては、特にコスト削減を意識して、より経済的・効率的に行うべきである。

このため、委託しようとするときは、設計金額は実勢価格に沿ったものであるか、契約方法は公正な競争原理が働いているかなどについて、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。(全局)

キ 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでいるが、コスト縮減算定表は、5千万円以上(港湾・漁港事業は1億円以上)の工事を対象に作成することとなっている。コスト縮減の取組みをより具体化させるため、コスト縮減算定表の作成の定着状況をみながら、今後、コスト縮減算定表の作成対象工事の拡大を検討していただきたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や職員一人ひとりのコスト意識の向上が重要であり、所をあげた取組みを一層推進していただきたい。(農林局、建設局)

ク 河川の使用において、河川法施行以前から占用していたことなどにより不法占用となっているものがある。河川改修の機会をとらえるなど、不法占用の早期の解消に努めていただきたい。

また、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月1日土木建築部河川砂防総室河川管理室改訂)に基づき、不法占用の未然防止等に努めていただきたい。(建設局)

ケ 許可を受けて道路、港湾施設等を占用又は使用する者は、許可された期間が満了した場合においては、原状に回復しなければならないこととなっているが、処理されていないものがあった。関係者に速やかな原状回復を求めるなど、適正な管理に努めていただきたい。(建設局)

2 芸北地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域 (平成17年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	広島市安佐北区可部四丁目12-1	安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
税務局	広島市安佐北区可部四丁目12-1	広島市安佐北区, 広島市安佐南区, 安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
厚生環境局 芸北地域保健所	広島市安佐北区可部四丁目12-1	安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
農林局		
建設局	山県郡安芸太田町加計3087	北広島町, 安芸太田町

- ・管内の状況 面積 1,525.82km² 人口 62,185人 (平成17年国勢調査結果速報)
- ・組織体制 5局, 22課 285人 (平成17年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 企画調整課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 芸北地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 地域営農課, 家畜保健衛生課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課
建設局	建設総務課, 用地課, 維持管理課, 工務第一課, 工務第二課

イ 監査実施における重点項目

- ・庁舎管理の業務委託について
- ・庁用自動車の管理状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

1 収入に関する事項

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(監査日現在確認分)

(税務局)

- ・個人県民税 34,012,225円
- ・法人県民税 15,712,163円
- ・個人事業税 112,011,363円
- ・法人事業税 22,636,165円
- ・不動産取得税 106,858,784円
- ・自動車税 223,495,924円
- ・特別地方消費税 201,221円

(厚生環境局)

・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	2人	333,700円
・生活保護費に係る戻入金及び返還金	17人	1,249,361円
・母子福祉資金に係る貸付金元利収入	23人	5,026,817円
・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	11人	952,700円

(農林局)

・工事請負契約に係る違約金	1件	286,650円
・工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1件	79,058円

2 支出に関する事項

ア 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約をしているが、見積りは3者から徴取しており、また、委託業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(農林局)

- ・県営広域営農団地農道整備事業【芸北地区】(擁壁工変更設計業務)

イ 委託契約において、設計金額を予定価格として随意契約をしており、契約担当職員が予定価格を定めていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(農林局)

- ・県営広域営農団地農道整備事業【芸北地区】(擁壁工変更設計業務)
- ・公園施設維持修繕事業(測量設計業務委託)

3 財産に関する事項

道路の不法占用の対応において、原状回復の指導等が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

- ・県道芸北大朝線の道路敷地に設置されている看板

【意見】

ア 公用車について、平成15年度の行政監査の結果に基づき削減が図られ、知事部局における削減後の予想稼働率は約60%とされている。

芸北地域事務所においても、削減が図られたところであるが、平成17年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、次の取組みを行い、公用車の配置、使用、管理について、より一層の適正化、効率化を図る必要がある。(全局)

- ・公用車の使用状況の確認
- ・庁舎単位での集中管理の一層の推進
- ・市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた配置台数の検討

イ 複写機の借上げ方法について、平成16年度に個別契約から地域事務所全体での一括契約に見直し、賃借料及び保守料の低減に努めているが、分庁舎にある建設局が含まれておらず、建設局における複写機の借上げに係る経費が高いままとなっている。

複写機の借上げ方法の見直しなど、経費の削減に当たっては、全体を見渡す広い視野で分庁舎を含めた取組みを推進する必要がある。

また、優れた取組みについては、他の地域事務所に対して積極的に情報提供するなど、全庁的な経費節減の推進に配慮していただきたい。(総務局)

ウ 県営中山間地域総合整備事業「安芸しょくの郷地区」営農飲雑用水事業について、工事は県営事業として県が実施しているが、水道法に基づく水道事業の認可申請は町が行い、認可を受けており、工事完了後、施設等は町へ譲与することとしている。

水道施設の工事に当たっての「施設基準の確保」や「布設工事の監督」など水道法上の責任は水道事業者である町にあるが、工事を実施している県と水道事業者である町との関係が明確にされていないため、県が工事を実施するに当たって、施設基準や水道事業者が行うこととなる布設工事の監督など、水道法の基準をどのように適用するかが明確になっていない。

水道は住民の日常生活に直結し、安全な水の供給は住民の健康を守るために欠くことのできないものであることを考えると、工事の実施者である県と水道事業者である町と取り決めを交わすなど、県と町との関係を整理し、県の実施する工事への水道法の基準の適用関係を明確にした上で、水道事業者である町と十分連携して工事を実施する必要がある。

また、水道事業においては、水源の位置、量が他の工事内容に大きく影響を及ぼすことから、確実な水源の確保及び取水施設の整備をした上で他の工事を行い、無駄が生じないように、事業を計画的に実施していく必要がある。

更に、事業の実施に当たっては、直接的な工事費の縮減はもとより、将来の維持管理者である町と連携を図り、将来の維持管理も踏まえたコスト縮減を検討していただきたい。(農林局)

なお、水道事業の認可申請は、芸北地域保健所を経由して県に提出され、本庁で認可の手続が行われているが、申請書類に記載されている財源内訳では、町が工事を実施するような記載内容となっており、県が県営事業として工事を実施し、完成後に施設等を町に譲与することは、申請・認可の内容と異なっていると考えられる。今後、同様の事業があった場合には、関係機関と連絡調整を行い、実態にあった申請・認可が行われるようにする必要がある。(厚生環境局・保健所、農林局)

(3) 付 記

ア 地方分権の進展や危機的な財政状況など、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化している中で、「元氣な広島県」を実現するためには、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

このため、芸北地域事務所においても、所長をはじめ管理職がリーダーシップを発揮し、具体的・実践的な取り組みを行うための明確なビジョンと戦略を示して、所属職員の意識改革を徹底していただきたい。(全局)

イ 地震、台風等の自然災害やSARS、鳥インフルエンザ等の発生における危機管理対応について、マニュアルに沿った対応はもとより、突発的な危機に対しても、地域事務所として迅速な対応ができるよう、平素から関係団体等との連携に努めていただきたい。(全局)

ウ 県税については、納税者の公平性を保つため延滞金の徴収に努めると共に、今後とも未納解消に努めていただきたい。

また、個人県民税については、「個人住民税徴収対策協議会」を設置し、市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っているが、市町村合併の進展なども考慮し、市町への助言・援助を一元的に行うなど、より効率的な徴収方策を検討するとともに、本庁に対し提言していただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金の収入未済額は、依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実

行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、債権回収の実効をあげていただきたい。(厚生環境局)

オ 母子寡婦福祉資金や道路使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。地域事務所内で緊密な連携をもって、意見交換会や研修会等を実施することにより、効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

カ 業務の外部委託に当たっては、特にコスト削減を意識して、より経済的・効率的に行うべきである。

このため、委託しようとするときは、設計金額は実勢価格に沿ったものであるか、契約方法は公正な競争原理が働いているかなどについて、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。(全局)

キ 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでいるが、コスト縮減算定表は、5千万円以上(港湾・漁港事業は1億円以上)の工事を対象に作成することとなっている。コスト縮減の取組みをより具体化させるため、コスト縮減算定表の作成の定着状況をみながら、今後、コスト縮減算定表の作成対象工事の拡大を検討していただきたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や職員一人ひとりのコスト意識の向上が重要であり、所をあげた取組みを一層推進していただきたい。(農林局、建設局)

3 東広島地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

・所在地、所管区域(平成17年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	東広島市西条昭和町13-10	東広島市、竹原市、豊田郡のうち大崎上島町
税務局		
厚生環境局 東広島地域保健所		
農林局		
建設局	東広島市西条昭和町13-10	【土木に関する事務】 東広島市(港湾、漁港及び海岸に関する事務を除く) 【建築に関する事務】 東広島市、竹原市、豊田郡のうち大崎上島町
建設局竹原支局	竹原市中央五丁目6-28	【土木に関する事務】 東広島市(港湾、漁港及び海岸に関する事務)、竹原市、豊田郡のうち大崎上島町

・管内の状況 面積 796.88km² 人口 224,316人(平成17年国勢調査結果速報)

・組織体制 5局、1支局、24課、2事業所、1事務所 344人(平成17年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課
税務局	収納管理課, 課税課
厚生環境局 東広島地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 地域営農課, 家畜保健衛生課(家畜保健衛生所), 農村整備課, 林務課
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 空港関連整備課, 建築課, 福富ダム建設事業所, 椋梨ダム管理事務所
建設局竹原支局	建設総務課, 用地課, 維持管理課, 工務課, 港湾建設課, 仁賀 ダム建設事業所

イ 監査実施における重点項目

- ・庁舎管理の業務委託について
- ・庁用自動車の管理状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

1 収入に関する事項

ア 調定の誤り

河川区域内の土地の占用料について、占用廃止届が提出された以降も調定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

イ 収入未済(長期未納)

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

(税務局)

- ・個人県民税 293,031,902円
- ・法人県民税 6,633,198円
- ・個人事業税 26,917,722円
- ・法人事業税 12,885,860円
- ・不動産取得税 48,601,784円
- ・自動車税 76,135,711円

(厚生環境局)

- ・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 17人 4,519,890円
- ・生活保護費に係る戻入金及び返還金 7人 1,610,419円
- ・母子福祉資金に係る貸付金元利収入 59人 15,951,180円
- ・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息 4人 90,700円
- ・雑入(母子福祉資金に係る戻入金) 2人 187,000円
- ・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 3人 2,563,328円
- ・特別障害者手当に係る戻入金及び返還金 1人 128,300円
- ・未熟児養育医療費負担金 3人 82,273円

(建設局)

- ・住宅使用料 7人 1,124,330円
- ・駐車場使用料 3人 32,750円

・道路使用料	3人	62,880円
・河川使用料	20人	107,860円
・砂防設備使用料	1人	480円
・雑収(違法放置物件の撤去費用)	1人	21,000円
(建設局竹原支局)		
・道路使用料	1人	15,400円
・河川使用料	1人	160円
・雑収(行政文書の開示に係る複写料)	1人	200円

2 工事に関する事項

コンクリート構造物の施工においては、十分に硬化していないコンクリートは損傷を受けやすく、また、安定性や耐久性が低下する可能性もあることから、設計図書等にも「型枠は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、これを取り外してはならない。」とされているが、山地谷部の土砂の安定を目的としたコンクリート堰堤の施工において、コンクリートが所定の強度に達したことを確認することなく、型枠を取り外しているものがあった。

当該堰堤のコンクリートについて、必要な強度が確保されているか確認されたい。

また、今後は、施工計画の点検や段階確認を徹底することにより、適格な監督を行うとともに、コンクリートの打設履歴を含む、品質管理結果の確認等、検査内容の充実を図る必要がある。(農林局)

工事名：平成16年度 復旧治山事業 溪間山腹工事 1

平成16年度 地域防災対策総合治山事業 溪間工事 15, 17

【意見】

ア 公用車について、平成15年度の行政監査の結果に基づき削減が図られ、知事部局における削減後の予想稼働率は約60%とされている。

東広島地域事務所においても、削減が図られたところであるが、平成17年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、次の取組みを行い、公用車の配置、使用、管理について、より一層の適正化、効率化を図る必要がある。(全局)

- ・公用車の使用状況の確認
- ・庁舎単位での集中管理の一層の推進
- ・市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた配置台数の検討

イ 県(建設局竹原支局)、竹原市、竹原商工会議所の3者により区分所有されている「たけはら合同ビル」の共有部分の清掃等の管理者の業務は、3者の協議による合意に基づいて行い、管理者の業務に付随する事務処理は県が行うこととされている。

当該合同ビルの建物管理委託契約は、毎年度受託者を含めた4者で締結しているが、県の他の庁舎では既に行われている債務負担行為予算の計上や、入札参加条件の地域要件の撤廃について、他の区分所有者の合意が得られないということから行われておらず、契約における競争性の確保が図られにくい状況にある。

しかし、当該合同ビルは県の分庁舎を含むものであり、全庁的に行われている庁舎管理に係るコスト削減の取組みの例外ではないことから、他の区分所有者との合意に向けた協議を引き続き行い、当該建物管理委託契約における競争性の確保を図る必要がある。

また、当該建物管理委託契約において、設備管理業務の設計積算の根拠が明確でなく、設計金額の見直しの検討も行われているとは言い難い。このため、他の区分所有者の意向も考慮しつつ、業務の必要性や仕様、

設計金額等について、抜本的な見直しを行う必要がある。(建設局竹原支局)

ウ 椋梨ダムの貯水池の富栄養化と下流域における利水障害を防止するため、平成11年度から平成16年度にかけて、水質保全事業として、浮き花壇や植生水路の整備、湿地の造成が行われている。

ダム湖内のリン濃度の状況では、平成11年度に比べ減少しているものの、平成11年度に整備した浮き花壇が破損し、今後の水質保全効果が期待できないものもあり、また、この事業の実施のみでは当初目標としていたダム湖内の目標水質の達成は困難な状況となっている。

このため、事業実施による効果を検証するとともに、水質改善のため、流域市や尾三地域事務所などの関係機関等と連携し、流域内での総合的な水質保全対策の取組みを計画し、実施していくことを検討する必要がある。(建設局)

(3) 付 記

ア 地方分権の進展や危機的な財政状況など、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化している中で、「元気な広島県」を実現するためには、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

このため、東広島地域事務所においても、所長をはじめ管理職がリーダーシップを発揮し、具体的・実践的な取組みを行うための明確なビジョンと戦略を示して、所属職員の意識改革を徹底していただきたい。(全局)

イ 地震、台風等の自然災害やSARS、鳥インフルエンザ等の発生における危機管理対応について、マニュアルに沿った対応はもとより、突発的な危機に対しても、地域事務所として迅速な対応ができるよう、平素から関係団体等との連携に努めていただきたい。(全局)

ウ 県税については、納税者の公平性を保つため延滞金の徴収に努めると共に、今後とも未納解消に努めていただきたい。

また、収入未済額の大半を占める個人県民税については、「個人住民税徴収対策協議会」を設置し、市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っているが、市町村合併の進展なども考慮し、市町への助言・援助を一元的に行うなど、より効率的な徴収方策を検討するとともに、本庁に対し提言していただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金の収入未済額は、依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、債権回収の実効をあげていただきたい。(厚生環境局)

オ 母子寡婦福祉資金や道路使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。東広島地域事務所では、意見交換会や研修会等を実施しているが、その実効性を高め、より効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

カ 業務の外部委託に当たっては、特にコスト削減を意識して、より経済的・効率的に行うべきである。

このため、委託しようとするときは、設計金額は実勢価格に沿ったものであるか、契約方法は公正な競争原理が働いているかなどについて、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。(全局)

キ 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでいるが、コスト縮減算定表は、5千万円以上(港湾・漁港事業は1億円以上)の工事を対象に作成することとなっている。コスト縮減の取組みをより具体化させるため、コスト縮減算定表の作成の定着状況をみながら、今後、コスト縮減算定表の作成対象工事の拡大を検討していただきたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や職員一人ひとりのコスト意識の向上が重要であり、所をあげた取組みを一層推進していただきたい。(農林局, 建設局, 建設局竹原支局)

ク 河川の使用において、河川法施行以前から占用していたことなどにより不法占用となっているものがある。河川改修の機会をとらえるなど、不法占用の早期の解消に努めていただきたい。

また、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月1日土木建築部河川砂防総室河川管理室改訂)に基づき、不法占用の未然防止等に努めていただきたい。(建設局竹原支局)

ケ 許可を受けて道路、港湾施設等を占用又は使用する者は、許可された期間が満了した場合においては、原状に回復しなければならないこととなっているが、処理されていないものがあった。関係者に速やかな原状回復を求めるなど、適正な管理に努めていただきたい。(建設局竹原支局)

4 福山地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域(平成17年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	福山市三吉町一丁目1-1	福山市, 府中市, 深安郡神辺町, 神石郡神石高原町
税務局		
厚生環境局 福山地域保健所		
農林局		
建設局		

- ・管内の状況 面積 1,095.56km² 人口 515,795人(平成17年度国勢調査結果速報)

- ・組織体制 5局, 32課, 1班, 1事業所, 2事務所 405人(平成17年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課, 商工労働課
税務局	特別滞納整理班, 税務管理課, 収納課, 事業税課, 不動産税課, 自動車税課
厚生環境局 福山地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 水産課, 地域営農課, 家畜保健衛生課(家畜保健衛生所), 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課, 三川ダム管理事務所
建設局	管理課, 用地第一課, 用地第二課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 都市建設課, 港湾課, 建築課, 福山幹線道路建設事業所, 四川ダム管理事務所

イ 監査実施における重点項目

- ・庁舎管理の業務委託について
- ・庁用自動車の管理状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

1 収入に関する事項

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。
(監査日現在確認分)

(総務局)

- | | | |
|--------------------------|----|-------------|
| ・中小企業設備近代化資金に係る貸付金元利収入 | 4件 | 13,239,500円 |
| ・中小企業設備近代化資金に係る違約金及び延納利息 | 4件 | 2,132,800円 |

(税務局)

- | | |
|----------|--------------|
| ・個人県民税 | 593,197,827円 |
| ・法人県民税 | 23,628,319円 |
| ・個人事業税 | 152,318,951円 |
| ・法人事業税 | 46,574,545円 |
| ・不動産取得税 | 225,764,465円 |
| ・自動車税 | 223,017,946円 |
| ・特別地方消費税 | 1,563,991円 |

(厚生環境局)

- | | | |
|---------------------|-----|------------|
| ・生活保護費に係る戻入金及び返還金 | 22人 | 6,943,353円 |
| ・児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 | 45人 | 9,556,600円 |
| ・未熟児養育医療費負担金 | 1人 | 51,000円 |
| ・母子福祉資金に係る貸付金元利収入 | 41人 | 8,265,636円 |
| ・母子福祉資金に係る違約金及び延納利息 | 26人 | 2,267,474円 |
| ・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 | 2人 | 591,718円 |
| ・寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息 | 2人 | 251,178円 |

(建設局)

- | | | |
|----------|------|-------------|
| ・道路使用料 | 20人 | 5,361,310円 |
| ・河川使用料 | 10人 | 858,940円 |
| ・公有水面使用料 | 1人 | 925円 |
| ・海岸使用料 | 1人 | 840円 |
| ・港湾施設使用料 | 4人 | 2,748,578円 |
| ・住宅使用料 | 177人 | 25,246,859円 |
| ・駐車場使用料 | 89人 | 1,411,260円 |

2 支出に関する事項

予定価格が100万円以下の随意契約による委託契約において、見積りを1者から徴取しているが、業務内容からみても、業務遂行が可能な業者が複数あることから、広島県契約規則に基づき見積りを2者以上から徴取すべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

- ・国道313号外 道路環境保全業務

3 補償に関する事項

予防治山事業に伴う損失補償金額の算定において、補償項目ごとに100円未満の端数処理を行うべきところ、地番ごとに100円未満の端数処理を行っていたため、補償額が過少に算定されたまま地権者と補償契約を締結しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(農林局)

【意見】

ア 公用車について、平成15年度の行政監査の結果に基づき削減が図られ、知事部局における削減後の予想稼働率は約60%とされている。

福山地域事務所においても、削減が図られたところであるが、平成17年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、次の取組みを行い、公用車の配置、使用、管理について、より一層の適正化、効率化を図る必要がある。(全局)

- ・ 公用車の使用状況の確認
- ・ 庁舎単位での集中管理の一層の推進
- ・ 市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた配置台数の検討

イ 県営住宅の退去滞納者に対する滞納整理の事務処理において、次のとおり「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」(平成17年4月1日土木建築部建築総室住宅管理室策定)に定められた事務処理が行われていないものがあつた。退去滞納者の家賃の滞納整理について、要領に定められた事務処理を確実に履行する必要がある。(建設局)

- ・ 滞納家賃の滞納整理事務を計画的かつ効率的に行うために作成するものとされている「滞納整理年間計画表」の未作成
- ・ 新たに退去滞納者が生じた場合に送付するものとされている督促状(滞納各月ごとに作成した納入通知書を添付)の未発送
- ・ 滞納家賃の状況により、滞納家賃の納付義務のある退去滞納者の配偶者、連帯保証人及び債務引受人に対し行うものとされている電話、訪問、文書による滞納家賃の支払請求の未実施

ウ 主要地方道加茂油木線外草刈業務委託契約において、指名競争入札の入札参加者として当該業務の対象地区の業者のみを指名していた。業務内容からみて、同種の業務を行う者は他にもあることから、入札参加者の指名業者数を増やすなど契約における競争性の向上に努める必要がある。(建設局)

エ 県営中山間地域総合整備事業「神石高原地区」営農飲雑用水事業について、工事は県営事業として県が実施しているが、水道法に基づく水道事業の認可申請は町が行い、認可を受けており、工事完了後、施設等は町へ譲与することとしている。

水道施設の工事に当たっての「施設基準の確保」や「布設工事の監督」など水道法上の責任は水道事業者である町にあるが、工事を実施している県と水道事業者である町との関係が明確にされていないため、県が工事を実施するに当たって、施設基準や水道事業者が行うこととなる布設工事の監督など、水道法の基準をどのように適用するかが明確になっていない。

水道は住民の日常生活に直結し、安全な水の供給は住民の健康を守るために欠くことのできないものであることを考えると、工事の実施者である県と水道事業者である町と取り決めを交わすなど、県と町との関係を整理し、県の実施する工事への水道法の基準の適用関係を明確にした上で、水道事業者である町と十分連携して工事を実施する必要がある。

また、水道事業においては、水源の位置、量が他の工事内容に大きく影響を及ぼすことから、確実な水源

の確保及び取水施設の整備をした上で他の工事を行い、無駄が生じないように、事業を計画的に実施していく必要がある。

更に、事業の実施に当たっては、直接的な工事費の縮減はもとより、将来の維持管理者である町と連携を図り、将来の維持管理も踏まえたコスト縮減を検討していただきたい。(農林局)

なお、水道事業の認可申請は、福山地域保健所を経由して県に提出され、本庁で認可の手続が行われているが、申請書類に記載されている財源内訳では、町が工事を実施するような記載内容となっており、県が県営事業として工事を実施し、完成後に施設等を町に譲与することは、申請・認可の内容と異なっていると考えられる。今後、同様の事業があった場合には、関係機関と連絡調整を行い、実態にあった申請・認可が行われるようにする必要がある。(厚生環境局・保健所、農林局)

(3) 付 記

ア 地方分権の進展や危機的な財政状況など、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化している中で、「元氣な広島県」を実現するためには、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

このため、福山地域事務所においても、引き続き、所長をはじめ管理職がリーダーシップを発揮し、具体的・実践的な取組みを行うための明確なビジョンと戦略を示して、所属職員の意識改革を徹底していただきたい。(全局)

イ 地震、台風等の自然災害やSARS、鳥インフルエンザ等の発生における危機管理対応について、マニュアルに沿った対応はもとより、突発的な危機に対しても、地域事務所として迅速な対応ができるよう、平素から関係団体等との連携に努めていただきたい。(全局)

ウ 県税については、納税者の公平性を保つため延滞金の徴収に努めると共に、今後とも未納解消に努めていただきたい。

また、収入未済額の大半を占める個人県民税については、「個人住民税徴収対策協議会」を設置し、市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っているが、市町村合併の進展なども考慮し、市町への助言・援助を一元的に行うなど、より効率的な徴収方を検討するとともに、本庁に対し提言していただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金の収入未済額は、依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、引き続き、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、債権回収の実効をあげていただきたい。(厚生環境局)

オ 母子寡婦福祉資金や道路使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。福山地域事務所では、意見交換会や研修会等を実施しているが、その実効性を高め、より効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

カ 業務の外部委託に当たっては、特にコスト削減を意識して、より経済的・効率的に行うべきである。

このため、委託しようとするときは、設計金額は実勢価格に沿ったものであるか、契約方法は公正な競争原理が働いているかなどについて、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。(全局)

キ 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでいるが、コスト縮減算定表は、5千万円以上(港湾・漁港事業は1億円以上)の工事を対象に作成することとなっている。コスト縮減の取組みをより具体化させるため、コスト縮減算定表の作成の定着状況をみながら、今後、コスト縮減算定表の作成対象工事の拡大を検討していただきたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や職員一人ひとりのコスト意識の向上が重要であり、所をあげた取組みを一層推進していただきたい。(農林局, 建設局)

ク 河川の使用において、河川法施行以前から占用していたことなどにより不法占用となっているものがある。河川改修の機会をとらえるなど、不法占用の早期の解消に努めていただきたい。

また、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月1日土木建築部河川砂防総室河川管理室改訂)に基づき、不法占用の未然防止等に努めていただきたい。(建設局)

ケ 許可を受けて道路、港湾施設等を占用又は使用する者は、許可された期間が満了した場合においては、原状に回復しなければならないこととなっているが、処理されていないものがあった。関係者に速やかな原状回復を求めるなど、適正な管理に努めていただきたい。(建設局)

コ 入居率の低い職員公舎や独身寮が見受けられるが、このような職員公舎等については、今後とも集約による用途廃止や、他部局への所属換え等について検討し、本庁に提言していただきたい。(総務局)

5 佐伯高等学校

(1) 機関の概要

・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 廿日市市津田850

・教職員数 22人(6人)

[平成17年5月1日現在で本務者数、()内は臨時的任用職員, 非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・学区 広島学区

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		80	80	80	240
生徒数(人)		53	37	42	132
充足率(%)		66.3	46.3	52.5	55.0
進 学 就 職	大学・短大	15人(25.9%)			
	専修・各種	15人(25.9%)			
	就 職	21人(36.2%)			
	そ の 他	7人(12.1%)			
退学者(人)		14			
休学者(人)		0			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成17年5月1日現在である。

・「進学就職, 退学者, 休学者」の状況は、平成16年度(平成17年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

高等学校使用料(授業料)において長期未納(滞納繰越分)のものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

- ・ 6人 198,360円 (監査日現在確認分)

6 向原高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 安芸高田市向原町坂丸山6-1
- ・ 教職員数 26人(8人)
[平成17年5月1日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・ 学区 芸北学区
- ・ 生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		80	80	80	240
生徒数(人)		62	47	59	168
充足率(%)		77.5	58.8	73.8	70.0
進 学 就 職	大学・短大	18人(31.0%)			
	専修・各種	20人(34.5%)			
	就 職	14人(24.1%)			
	そ の 他	6人(10.3%)			
退学者(人)		2			
休学者(人)		1			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は,平成17年5月1日現在である。
・「進学就職,退学者,休学者」の状況は,平成16年度(平成17年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 江田島高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 江田島市江田島町小用一丁目14-22
- ・ 教職員数 17人(6人)
[平成17年5月1日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・ 学区 呉・賀茂学区

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		40	40	40	120
生徒数(人)		37	27	26	90
充足率(%)		92.5	67.5	65.0	75.0
進 学 就 職	大学・短大	5人(25.0%)			
	専修・各種	3人(15.0%)			
	就 職	10人(50.0%)			
	そ の 他	2人(10.0%)			
退学者(人)		4			
休学者(人)		2			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成17年5月1日現在である。
 ・「進学就職、退学者、休学者」の状況は、平成16年度(平成17年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 安芸高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市東区上温品四丁目65 - 1
- ・教職員数 36人(7人)
 [平成17年5月1日現在で本務者数、()内は臨時的任用職員、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・学 区 広島県一円
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		120	160	160	440
生徒数(人)		127	102	95	324
充足率(%)		105.8	63.8	59.4	73.6
進 学 就 職	大学・短大	15人(15.9%)			
	専修・各種	34人(36.2%)			
	就 職	26人(27.7%)			
	そ の 他	19人(20.2%)			
退学者(人)		78			
休学者(人)		3			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成17年5月1日現在である。
 ・「進学就職、退学者、休学者」の状況は、平成16年度(平成17年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

高等学校使用料(授業料)において長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

・38人 2,422,700円 (監査日現在確認分)

9 大崎海星高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町中野3989 - 1
- ・教職員数 20人(15人)
[平成17年5月1日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・学区 広島県一円
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		40	40	80	160
生徒数(人)		32	27	38	97
充足率(%)		80.0	67.5	47.5	60.6
進 学 就 職	大学・短大	14人(41.2%)			
	専修・各種	9人(26.5%)			
	就 職	10人(29.4%)			
	そ の 他	1人(2.9%)			
退学者(人)		2			
休学者(人)		0			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は,平成17年5月1日現在である。
 ・「進学就職,退学者,休学者」の状況は,平成16年度(平成17年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産の使用許りに伴う必要経費の徴収において,調定額を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・校舎の使用に伴う電気料金を誤った電気料金単価で計算していたもの 6件 不足額 19円

10 広島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島31 - 7
- ・教職員数 40人(6人)
[平成17年5月1日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・学区 広島県一円

・生徒の状況

課 程 学科・学年等	全日制			
	普通科			
	1	2	3	計
総定員(人)	240	240	-	480
生徒数(人)	230	216	-	446
充足率(%)	95.8	90.0	-	92.9
退学者(人)	4			
休学者(人)	0			

- (注) ・平成16年4月1日開校のため3学年は在籍していない。
 ・「学科・学年」の生徒数等は、平成17年5月1日現在である。
 ・「退学者、休学者」の状況は、平成16年度(平成17年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

11 広島中学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島31 - 7
- ・教職員数 21人(3人)
[平成17年5月1日現在で本務者数、21人のほか2人は広島高等学校の兼務職員、()内は臨時的任用職員、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・学 区 広島県一円
- ・生徒の状況

学 年	1	2	3	計
総定員(人)	160	160	-	320
生徒数(人)	160	160	-	320
充足率(%)	100.0	100.0	-	100.0

- (注) ・平成16年4月1日開校のため3学年は在籍していない。
 ・生徒数等は、平成17年5月1日現在である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 庄原警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 庄原市中本町一丁目3 - 8
- ・所管区域 庄原市
- ・管内面積 1,246.6km²
- ・管内人口 43,956人(平成17年9月30日現在)
- ・組織体制 6課(警務課、会計課、生活刑事課、地域課、交通課、警備課)
- ・職員数 60人(平成17年9月30日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【財政的援助団体等】

1 財団法人 広島県女性会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 女性の自立と社会参画を促進するとともに、女性の国際理解を深めることにより、女性の地位向上及び福祉の増進に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区富士見町11 - 6
- ・ 理事長 檜山 洋子
- ・ 設立 昭和63年8月23日
- ・ 役職員(平成17年8月31日現在)
 - 役員15人(うち常勤1人)
 - 職員33人(非常勤職員等を含む。)
- ・ 主な事業 女性に係る啓発, 相談, 研修, 情報, 文化活動等に関する事業
女性の就業に関する事業
女性の国際交流の推進に関する事業
広島県女性総合センター(エソール広島)の管理及び運営

イ 経営の状況

(単位:千円)

区 分	平成16年度
総収入 A	219,510
当期支出合計 B	212,779
次期繰越収支差額 C (A - B)	6,731
資産合計 D (E + F)	115,784
負債合計 E	18,404
正味財産 F	97,380
(うち, 基本金)	74,000
(うち, 当期正味財産増加額)	2,766

(注) ・ 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入合計の合計
 ・ 総収入及び当期支出合計には、一般会計と特別会計の相互間の内部取引額1,670千円を含む

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金74,000,000円のうち30,000,000円(40.5%)を出捐(平成17年10月14日現在)
(所管室 環境生活部管理総室男女共同参画推進室)
- (イ) 平成16年度男女共同参画拠点づくり推進事業補助金を交付
(所管室 環境生活部管理総室男女共同参画推進室)
 - ・ 補助額 50,905,000円
 - ・ 交付の目的 男女共同参画社会の実現を図る。
 - ・ 補助対象経費 財団法人広島県女性会議の実施する事業及び広島県女性総合センター(エソール広島)の管理・運営に必要な経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次のとおり、公益法人会計基準に準拠していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

ア 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならないこととなっているが、予算を超過して支出しているものがあつた。

イ 収支計算書総括表の作成に当たっては、一般会計と特別会計の相互間の内部取引について、内部取引額消去方式又は内部取引額内書方式により記載することとなっているが、内部取引について記載されていなかった。

(3) 付記

男女共同参画を推進するためには、女性に対する自立と社会参画を促進する取組みのみならず、男女共同参画について男性の理解を深めることが重要であることから、より男性の参加が得られるような取組みを進めていただきたい。

2 社会福祉法人 広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 住所 東広島市八本松町米満198 - 1
- ・ 理事長 新木 一弘
- ・ 設立 昭和39年4月30日
- ・ 役職員(平成17年10月1日現在)
 - 役員14人(うち常勤1人)
 - 職員482人(非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 広島県が設置した知的障害者授産施設大野寮など10施設の受託運営

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度
総収入 A	5,155,254
総支出 B	5,079,683
次期繰越収支差額 C (A - B)	75,571
総資産 D (E + F)	793,009
総負債 E	815,058
正味財産 F	22,049
(うち、基本金)	10,000
(うち、当期正味財産増加額)	51,743

(注)・総収入には、前期繰越収支差額を含む。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金 10,000,000円の全額を出捐(平成17年11月7日現在)
 - (所管室 福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室)
- (イ) 平成16年度 広島県福祉事業団年金共済事業補助金を交付

(所管室 福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室)

- ・補助額 33,193,325円
- ・交付の目的 広島県福祉事業団職員の県職員に準じる福利厚生
- ・補助対象経費 広島県福祉事業団の職員及び遺族に係る年金共済事業に要する経費

(ウ) 公の施設の管理委託

- ・平成16年度委託料 4,856,201,000円
- ・平成16年度利用状況

a 施設名 広島県立大野寮 (所管室 福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室)

入所者		通所者		使用料徴収額
定員	平均在籍人数	定員	平均在籍人数	
50人	49.9人	20人	19.7人	20,411,900円

(注) 平均在籍人数は、毎月初日の在籍人数の平均。

b 施設名 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター

(所管室 福祉保健部福祉総室身体障害者福祉室・知的障害者福祉室)

(a) 医療センター

入院		外来(12科)		使用料徴収額
病床数	1日平均人数	1日平均人数		
114床	109.0人	187.0人		213,466,950円

(b) 肢体不自由児施設若草園

一般園児		母子入園		通園児	
定員	1日平均人数	定員	1日平均人数	定員	1日平均人数
55人	37.8人	7人	4.1人	40人	9.7人

(c) 重症心身障害児施設若草療育園

入園児(者)	
定員	1日平均人数
53人	52.1人

(d) 肢体不自由者更生施設あけぼの

入所者		通所者		使用料徴収額
定員	平均在籍人数	定員	1日平均人数	
90人	86.3人	10人	0.9人	13,408,500円

(注) 平均在籍人数は、毎月初日の在籍人数の平均。

(e) スポーツ交流センター

1日平均利用者数								使用料徴収額
温水プール	アリーナ	卓球室	トレーニング室	バリアフリーモデルルーム	会議室	調理室	計	
145.7人	89.8人	10.4人	46.0人	16.9人	27.3人	8.4人	344.5人	13,391,450円

C 施設名 広島県立福山若草園(所管室 福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室)

(a) 福山若草育成園

通園児		外来(3科)		使用料徴収額
定員	1日平均人数	1日平均人数		
20人	5.4人	23.4人		1,190,100円

(b) 福山若草療育園

入園児(者)	
定員	1日平均人数
44人	43.7人

d 施設名 広島県立心身障害者コロニー(所管室 福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室)

(a) 知的障害者更生施設松陽寮

入所者		宿泊施設		集会施設	計	使用料徴収額
定員	平均在籍人数	定員	1日平均人数	1日平均人数	1日平均人数	
160人	159.8人	25人	2.4人	3.9人	166.1人	84,616,190円

(注) 平均在籍人数は、毎月初日の在籍人数の平均。

(b) 重症心身障害児施設わかば療育園

入園児(者)		外来(4科)		使用料徴収額
定員	1日平均人数	1日平均人数		
40人	40.0人	47.9人		11,948,282円

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

ア 広島県民間従事者互助会の退職手当資金交付事業に係る会計処理において、事業活動収支計算書上、収入科目を「引当金戻入・退職給与引当金戻入」とすべきところを「運営費収入・退職財団収入」で処理し、支出科目を「引当金繰入・退職給与引当金繰入」とすべきところを「人件費支出・退職共済掛金」で処理していた。

このため、事業活動収支計算書における「引当金戻入・退職給与引当金戻入」と「引当金繰入・退職給与引当金繰入」の差引額が、貸借対照表上の「固定負債・退職給与引当金」の対前年増減額と一致していなかった。

イ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約をしているが、見積りは3者から徴取しており、また、委託業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札すべきものがあつた。

・手術室空調フィルター取替業務委託(医療センター)

ウ 賃貸借契約において、予定価格を設定せず、同種の寝具賃貸借契約の落札額に一定割合を乗じた金額により契約を締結しているものがあつた。

・寝具賃貸借(肢体不自由者更生施設あけぼの)

- 工 賃貸借契約において、支出科目を賃借料とすべきところ、業務委託費により支出しているものがあった。
- ・寝具賃貸借(医療センター、肢体不自由児施設若草園、重症心身障害児施設若草療育園)

(3) 付記

当事業団においては、自立した法人運営体制を構築するため、人件費を中心とした経営改善を進めているところであるが、引き続き、指定管理者制度や利用料金制の導入などの動向も踏まえ、業務の実施方法や契約方法などを抜本的に見直し、一層のコスト削減を図っていただきたい。

3 株式会社 広島テクノプラザ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設の設置及び運営
- ・住所 東広島市鏡山三丁目13-26
- ・代表取締役社長 吉田 貞之
- ・設立 平成2年4月26日
- ・役職員(平成17年9月1日現在)
 - 役員16人(うち常勤4人)
 - 職員13人(役員兼務1人及び非常勤職員を含む。)

・施設内容

施設名	面積(m ²)	内容
研究開発施設	3,259	貸研究室, 開放試験室等
人材育成施設	587	研修室, 会議室, 視聴覚室等
交流施設	142	交流サロン等
利便施設	633	宿泊室(28室), レストラン
その他共有施設	1,815	事務室, 共用施設等

- ・主要設備 EMCセンター(電波暗室, イミュニティ試験室), 三次元測定装置, X線回折装置, 走査電子顕微鏡, 超音波探査映像装置, ワークステーション, 高速マシニングセンタ等
- ・主な事業 研究開発支援事業(企業の新技術・新商品等の開発に必要な研究室, 設備, 機器の賃貸)
人材育成事業(施設内の各種機器を活用した実践的な研修事業の実施)
産学官交流促進事業(技術相談の実施, 企業と大学, 研究機関等との共同研究コーディネート)

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区分	平成16年度
総収入	377,472
経常損益	26,683
当期純損益	42,884
資産合計 A (= B + C)	2,143,370
負債合計 B	255,266
(うち, 長期借入金)	96,000
資本合計 C	1,888,103
(うち, 利益剰余金)	796,896

(注)・総収入は, 売上高, 営業外収益, 特別利益の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 出資金 800,000,000円

発行済株数53,700株のうち16,000株(29.8%)を保有(平成17年11月9日現在)

(所管室 商工労働部産業振興総室産業技術振興室)

(イ) 補助金

a 平成16年度広島県特定中小企業集積競争力強化支援事業費補助金

(所管室 商工労働部産業振興総室地域産業振興室)

・補助額 6,178,000円

・交付の目的 中小企業集積の活性化を図る。

・補助対象経費 広島県特定中小企業集積競争力強化支援事業に必要な経費

b 平成16年度産業高度化施設支援事業費補助金

(所管室 商工労働部産業振興総室産業技術振興室)

・補助額 27,654,000円

・交付の目的 県内産業の高度化を促進するとともに、技術革新の進展に即応した人材の養成などを
行い、企業の活性化を図り、もって地域産業の振興に寄与する。

・補助対象経費 研究開発支援事業及びそれに付随する事業に必要な経費

c 平成16年度 E M C 機器整備費補助金

(所管室 商工労働部産業振興総室産業技術振興室)

・補助額 7,610,000円

・交付の目的 テクノプラザの研究開発支援機能の強化及び県内産業の活性化

・補助対象経費 研究開発支援のため整備する機器の設置に必要な経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

ア 経理規程において、収納した金銭は速やかに銀行に預け入れることとなっているが、収納した現金を銀行に速やかに預け入れることなく、手持現金として支出に使用しているものがあった。

イ 収納に伴う現金出納帳と手持現金の現金出納帳を区分して作成する必要があるが、収納した現金を手持現金の現金出納帳に記載していた。

ウ 西部工業技術センターから受託している生産技術アカデミーの庁舎管理に係る保守管理等業務委託契約書において、業務を再委託する場合は西部工業技術センターの承諾が必要とされているが、清掃・警備等の業務について承諾を得ないまま再委託していた。

(3) 付記

人材育成事業において実施している研修の中には、受講率の低いものがある。研修コースの設定に当たっては、産業動向や企業等の要望を反映するよう工夫し、受講率の向上に努力していただきたい。

4 社会福祉法人 ともえ会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業内容 知的障害者更生施設の設置経営、重症心身障害児施設の設置経営
特別養護老人ホームの設置経営など

- ・住所 三次市粟屋町1604 - 1
- ・理事長 添田 龍彦
- ・設立年月日 昭和48年11月7日

イ 県の財政的援助等の状況

平成15、16年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管室 福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室)

- ・補助額 339,111,000円(総事業費795,752,370円, 補助対象経費760,170,880円)
- ・交付の目的 社会福祉法人等の施設整備等の負担を軽減
- ・補助対象経費 次の知的障害者更生施設の施設整備等に要する経費

名称	知的障害者更生施設 ともえ学園
所在地	三次市西河内町250
規模等	建物構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 建築面積 延2,492.95㎡
定員	入所70人, 短期入所1人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 学校法人 山陽女学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 短期大学, 高等学校, 中学校, 幼稚園, 専門学校の運営
- ・住所 廿日市市佐方本町1 - 1
- ・理事長 石田 孝樹
- ・設立年月日 昭和4年10月16日
- ・学校の状況

(平成17年5月1日現在)

区分	学生・生徒・園児数	教員数	職員数
山陽女子短期大学	235人	50人	11人
山陽女学園高等部	596人	60人	9人
山陽女学園中等部	154人	23人	
山陽女子短期大学附属幼稚園	98人	10人	2人
広島医学技術専門学校	116人	39人	1人
広島歯科技術専門学校	72人	22人	1人
山陽看護専門学校	88人	63人	1人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成16年度広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金・授業料等軽減補助金)を交付

(所管室 環境生活部管理総室私学振興室)

a 経常費補助金

- ・補助額 260,737,000円(総事業費657,781,451円, 補助対象経費552,479,518円)
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校, 中学校及び幼稚園の運営に要する人件費等の経費

b 授業料等軽減補助金

- ・補助額 6,535,500円(総事業費 6,535,500円, 補助対象経費 6,535,500円)
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(イ) 平成16年度看護師等養成所運営費補助金を交付

(所管室 福祉保健部保健医療総室医務看護室)

- ・補助額 14,732,000円(総事業費 85,844,221円, 補助対象経費 71,199,331円)
- ・交付の目的 看護師等養成所の強化及び充実
- ・補助対象経費 当法人が行った看護師等養成所の運営に要する人件費等の経費

(ウ) 平成16年度結核予防費補助金を交付(所管室 福祉保健部保健医療総室保健対策室)

- ・補助額 214,570円(総事業費 338,625円, 補助対象経費 338,625円)
- ・交付の目的 大学, 高等学校, 専門学校等に在籍する学生等の結核患者の発見
- ・補助対象経費 当法人が行った定期健康診断等に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。